

審査員倫理規定

審査チームの構成員は次の事項を守らねばならない。

1. 守秘義務

審査チーム構成員（審査員（審査長を含む）、およびオブザーバー）は審査に係わる資料および情報について日本技術者教育認定機構（JABEE）および学協会の常置の審査関係委員会以外の第三者に公開、口外してはならない。

2. 文書、情報の取り扱いと目的外使用禁止

自己点検書および審査に関連した文書（機密書類）および情報は審査関係者が審査目的のみに使用するものとする。高等教育機関から審査のために提供された資料については当該高等教育機関の許可なしに審査関係者以外への閲覧、貸し出し、コピー配布等を行ってはならない。機密書類には自己点検書、審査報告書の他 JABEE あるいは学協会が指定した書類が含まれる。機密書類かどうか判断に迷う場合には JABEE あるいは学協会に問い合わせ確認すること。

3. 審査員の委嘱と利益相反の排除

審査員に依頼された場合には、下記に注意し、利益相反の事実あるいは可能性がある該当者は迅速に申し出ること。

- 1) 現職の教職員、元教職員、名誉教授、現在の1-4年生を教えている非常勤講師、卒業生など認定対象プログラムと利害関係のある者は、そのプログラムを対象とする審査員になることはできない。
- 2) 大学および大学の現職の理事、学長および校長は、審査員になることはできない。
- 3) 高等専門学校（国立高等専門学校機構（以下高専機構と略）を含む）の現職の理事長、理事および校長は、審査員になることはできない。
- 4) 高専機構に属する高等専門学校の現職の教職員は、高専機構に属する高等専門学校のプログラムの審査長および副審査長になることはできない。

4. 審査員が回避すべき議論・判断

審査中に審査員個人あるいは審査員が関係する組織の利害を伴う議論が行なわれた場合は退席し、そうした議論や判断には関わらないこと。

5. 公正な審査と判断

教育の質的改善を当該高等教育機関と共に行う立場に立ち、公正な審査と判断を下すこと。

以上

(補足)機密書類の保管

機密書類は日本技術者教育認定機構および当該学協会の常置の審査委員会が別に定める期間保管する。